

日常生活支援総合事業

訪問型サービス（第1号訪問事業）

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な訪問型サービス（第1号訪問事業）を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 望みの門ホームヘルプサービス
指定番号 千葉県 1273100188
所在地 千葉県富津市川名1436番地
管理者名 久保田 地香
電話番号 0439-87-5076
FAX番号 0439-32-1170
サービスを提供する地域 富津市及び君津市

(2) 事業所の従業者体制

| | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|-----------|------------------|----------------------|-------------------------------|------------------|
| 管理者 | 1名 | | 業務の一元的な管理 | 1名 |
| サービス提供責任者 | 2.5名 (内0.5兼務) | | サービス計画作成、各種相談・利用等の窓口及び訪問介護の提供 | 2.5名 (内0.5兼務) |
| 訪問介護員 | 0名 | 6名 | 訪問介護の提供 | 6名 |
| 合計 | 3名 | 6名 常勤換算 1.4名以上 | | 9名 |

(3) 訪問時間

| | |
|------|-------------------------|
| 営業日 | 月曜日～日曜日（12月31日～1月3日は除く） |
| 営業時間 | 月曜日～日曜日 6時00分～22時00分 |

3. 提供サービスの内容

- ①生活全般にわたる支援（入浴、排泄、食事等）
- ②口腔機能向上訓練
- ③栄養改善相談及び指導
- ⑤健康状態の確認

但し、以下のサービスは介護保険内ではお受けできません。

- ①リハビリテーション・マッサージ・医療行為
- ②代筆、代読
- ③利用者の安否確認、単なる見守り、話し相手
- ④理美容
- ⑤趣味趣向のための外出介助、入院のための外出介助
- ⑥本人不在時のサービス
- ⑦利用者以外の家族等に係る援助
- ⑧日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
(仏壇・神棚関係、ペットの世話など)
- ⑨日常的に行われる家事の範囲を超える行為 (庭掃除・大掃除にあたるもの)
- ⑩来客の対応
- ⑪商品の販売や農作業等の援助的な行為
- ⑫預金の引き出し

※サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。もしわからないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

4. 利用料金 (1ヶ月につき自己負担金)

(1) 介護保険サービス

料金は別紙【表①】参照

(利用料金に変更された場合は別紙を変更し、お知らせいたします)

(2) 介護保険外サービス

介護保険内では出来ないサービスは実費負担で承ります。内容についてはご相談ください。

例：窓ふき・部屋の片づけ・通院付き添い 等

料金は別紙【表②】参照

(利用料金に変更された場合は別紙を変更し、お知らせいたします)

(3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

| | |
|-------------------------|-------------|
| ①ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| ②ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合 | 当該基本料金の20% |
| ③ご利用の時間までにご連絡がなく訪問した場合 | 当該基本料金の100% |

(4) 交通費

サービス提供区域にお住まいの方は無料です。(富津、君津市内)

ただし、お客様のご都合でお宅にお伺いしたホームヘルパーがお宅を離れてサービスを行わなければならないとき、交通にかかる費用は公共交通機関を利用した場合は実費、それ以外は1km20円が必要です。

(5) その他の費用

利用者のご自宅において、従事者がサービスを提供するために必要な水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者のご負担になります。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族に体調の変化があった際にはできる限り早めに事業所までご一報ください。
- ② サービスご利用中、体調が思わしくない場合、サービス内容の変更又は中止をすることがあります。
- ③ 感染症・疾病等の際はサービスの提供をお断りする場合があります。また、感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、保護メガネ・フェイスシールド、使い捨て手袋等を使用させていただく場合があります。
- ④ 地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。
- ⑤ 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりは致しません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族と相談させていただきます。
- ⑥ 訪問途中の事故などにより訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。
- ⑦ 個人情報保護法上、訪問介護員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、利用者にお知らせしませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑧ 従事者に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ⑨ 下記行為はハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解、ご了承ください。

■暴力または乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声・大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシュアルハラスメント

- ・訪問介護員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真、映像を見せる
- ・性的な話、猥談な言動をする など

■その他

- ・訪問介護員の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 など

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の体調の変化・病状の急変等の場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関あるいは救急隊等への連絡等必要な措置を講じます。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には予め指定されました連絡先に連絡いたします。

7. 事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守します。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には、利用者及びその家族へ十分説明をし、同意を得ると共にその態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 衛生管理等

- ① 従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生管理に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次にあげる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底しています。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 業務計測計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3. 苦情相談窓口

① サービスに関する相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 責任者 久保田地香（管理者）
窓口担当者 武平 智春（サービス提供責任者）
ご利用時間 月曜日～日曜日 8時30分～17時30分
ご利用方法 電話：0439-87-5076

② 当法人では苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、以下の通り第三者委員を設置しています。

苦情解決第三者委員：

飯田 眞雄（社会福祉法人理事長・住職） 0439-87-2916
村上恵理也（社会福祉法人理事長・牧師） 047-710-7430

③ その他 当事業所以外に、県・市町村の相談・苦情受付窓口等でも受け付けています。

富津市役所健康福祉部介護福祉課 0439-80-1262
千葉県運営適正化委員会 043-246-0298

1.4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| 実施の有無 | 1 有 | 2 無 |
|-------------|-----|-----|
| 実施した直近の年月日 | | |
| 実施した評価機関の名称 | | |
| 評価結果の開示状況 | | |

1.5. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名称 医療法人社団 東病院
住所 千葉県富津市大堀2114
電話 0439-87-0165

1.6. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を勘案して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

作成日 H29年 1月 1日
改定日 R6年 4月 1日【改04版】

令和 年 月 日

日常生活支援総合事業訪問型サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、これを証するため、本書2通を作成の上、交付しました。

<事業者>

所在地 千葉県富津市川名1436番地
事業者名 望みの門 ホームヘルプサービス
(指定番号 千葉県1273100188)

管理者 久保田 地香 印

説明者 久保田 地香 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から日常生活支援総合事業訪問型サービスについて重要事項説明を受け同意しました

<利用者>

住所

氏名 印

<代理人>

住所

氏名 印(続柄)

【別紙】

【表①】 介護保険内サービス料金表

| サービスの種類 | 利用料金 | 1割負担の場合 | 2割負担の場合 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 訪問型サービスⅠ（週1回程度の利用） | 11,760円 | 1,176円 | 2,352円 |
| 訪問型サービスⅡ（週2回程度の利用） | 23,490円 | 2,349円 | 4,698円 |
| 訪問型サービスⅢ（Ⅱを超える度利用） | 37,270円 | 3,727円 | 7,454円 |

※新規に訪問介護予防計画書を作成したお客様に対して、初回加算（新規）2000円いただきます。

※ご利用者様負担金は

①：（基本料金＋地域加算の合計額）に

②：（①×介護職員処遇改善加算Ⅱ）の

合計額（①＋②）の負担割合（1～3割）に応じた金額となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【表②】 介護保険外サービス料金

| | | |
|-------------|------------|---------|
| 生活支援 1時間 1名 | 介護認定区分に係らず | 2,500円～ |
| 2名 | | 3,500円～ |
| 身体支援 30分 1名 | | 2,500円～ |

※ 支援内容により料金の相談をさせていただきます。